

県立有馬高等学校施設の利用について

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- ① 県立学校は全面禁煙、飲酒禁止です。
- ② 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
- ③ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻してください。
- ④ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたっては利用責任者が学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- ⑤ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。
- ⑥ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- ⑦ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。
- ⑧ 利用時間は厳守をお願いします。施設管理上の問題から、厳守をいただけない場合は、使用をお断りする場合があります。